

東京港における
首都直下地震発生時の震後行動

平成 25 年 3 月

港湾BCPによる協働体制構築に関する
東京港連絡協議会

目 次

■総則、事前行動

I. 総則	1
(1) 震後行動計画策定の目的	1
(2) 本計画の対象	4
(3) 本計画の使い方	4
(4) 本計画の改訂方針	4
II. 事前行動	5
(1) 東京港連絡協議会の開催	5
(2) 訓練計画	5
(3) 情報連絡、共有体制	5

■緊急物資輸送活動に係る震後行動

III. 緊急物資輸送活動に係る震後行動	10
(1) 緊急物資輸送活動に係る震後行動計画の目的	10
(2) 行動計画の目標	11
(3) 行動計画の実施方針	11
(4) 主な関係者と協力体制	12
(5) 発災から緊急物資輸送活動までの全体像	14
(6) 基本対応パターン	14

■国際コンテナ物流活動に係る震後行動

IV. 国際コンテナ物流活動に係る震後行動	24
(1) 国際コンテナ物流活動に係る震後行動計画の目的	24
(2) 行動計画の目標	25
(3) 行動計画の実施方針	25
(4) 主な関係者と協力体制	26
(5) 発災から国際コンテナ物流活動までの全体像	28
(6) 基本対応パターン	28

I. 総則

(1) 震後行動計画策定の目的

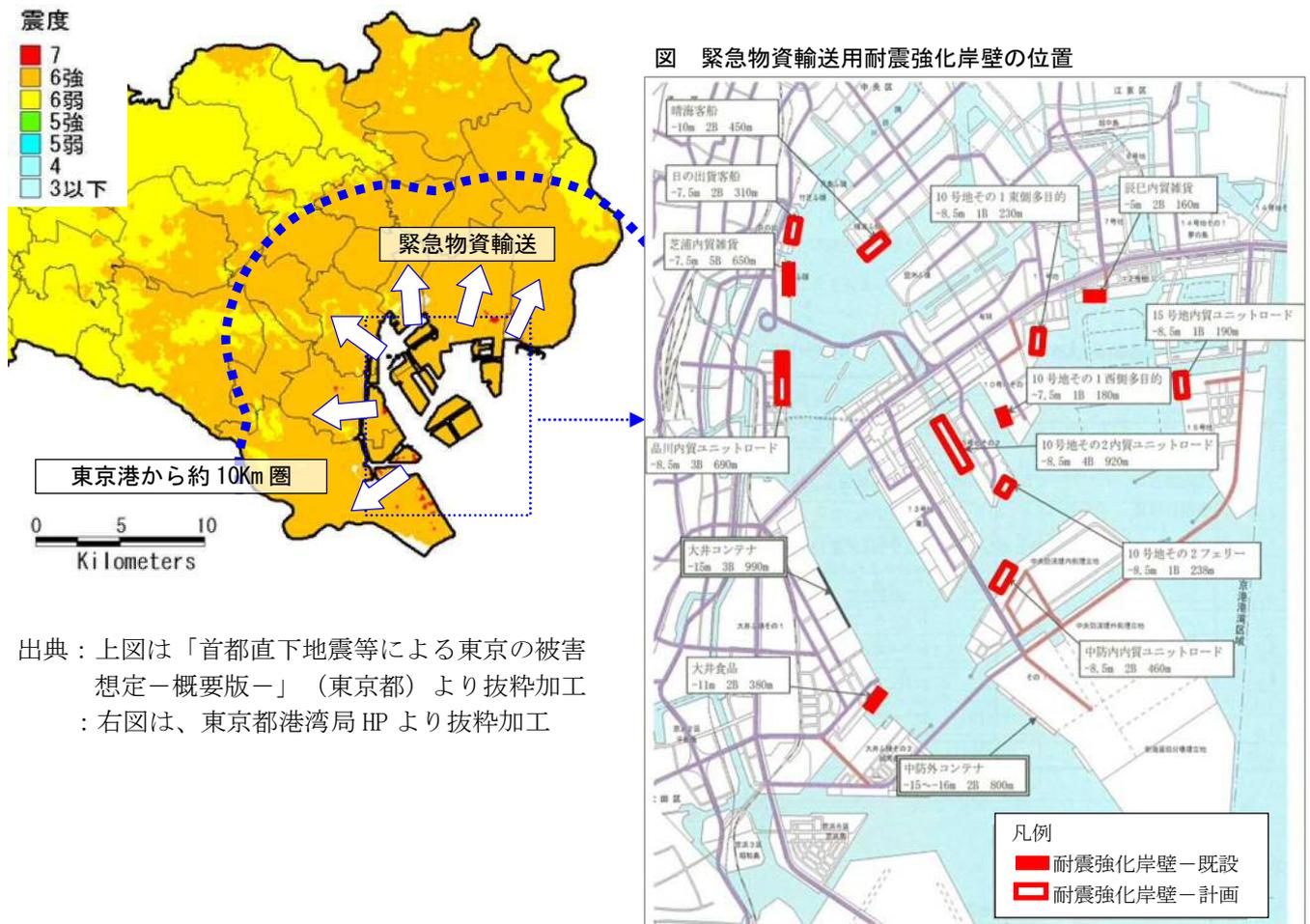
① 震災時の東京港の役割

ア. 緊急物資輸送活動等

東京都に大きな被害をもたらす大規模地震（首都直下地震－東京湾北部地震等）が発生した場合、東京港の耐震強化岸壁は、食料、生活必需品、仮設トイレ、仮設住宅等の救援物資及び重機等の復旧資機材を被災地へ運ぶ輸送拠点（第一次緊急輸送ネットワーク）として、東京都地域防災計画（平成24年修正）に位置付けられている。

また、これら耐震強化岸壁をはじめとした内貿ふ頭の応急復旧によって、東京港における国内海上輸送の業務継続を実現することが必要である。

図 東京都における緊急物資の受入、輸送の考え方と東京港の緊急物資輸送用耐震強化岸壁



出典：上図は「首都直下地震等による東京の被害想定－概要版－」（東京都）より抜粋加工
：右図は、東京都港湾局HPより抜粋加工

参考 東京港の緊急物資輸送用耐震強化岸壁の一覧

既設：大井食品ふ頭（2バース）、芝浦ふ頭（5バース）、辰巳ふ頭（2バース）、10号地その1西側多目的ふ頭（1バース）、品川ふ頭（1バース）
計画：晴海ふ頭、日の出ふ頭、品川ふ頭、10号地その1東側多目的ふ頭、10号地その2ふ頭、15号地内貿ふ頭、中防内内貿ふ頭

イ. 国際コンテナ物流活動

東京港には、大井コンテナターミナル（既設）と中防外コンテナターミナル（計画中）の2つの耐震強化岸壁があり、これら2つの岸壁を始めとしたコンテナターミナルの応急復旧によって利用可能になった岸壁、ヤードをできるだけ高効率、高回転に使うことにより、災害時においても首都圏の経済活動を停滞させることのないよう、東京港での国際コンテナ物流の業務継続を実現することが必要である。

図 東京港における大規模地震時の国際コンテナ物流の考え方

（国際コンテナ物流用耐震強化岸壁の位置）



出典：上図は、東京都港湾局 HP より抜粋加工

② 多様な関係者の連携

港湾活動は、多岐に渡る関係者間の高度なネットワークにより支えられており、ひとたび大規模な地震が発生した場合、行政機関、民間事業者等さまざまなネットワークが途切れることにより港湾機能の麻痺が生じる可能性が高くなる。

大規模地震発生時には、港湾の早期の機能回復を行い、東京都地域防災計画に基づく緊急物資輸送活動を円滑に実施し、また、国際コンテナ物流が速やかに回復できるように、災害発生時における関係者の行動や相互の関係を事前に協議しておく必要がある。

③ 本計画策定の目的

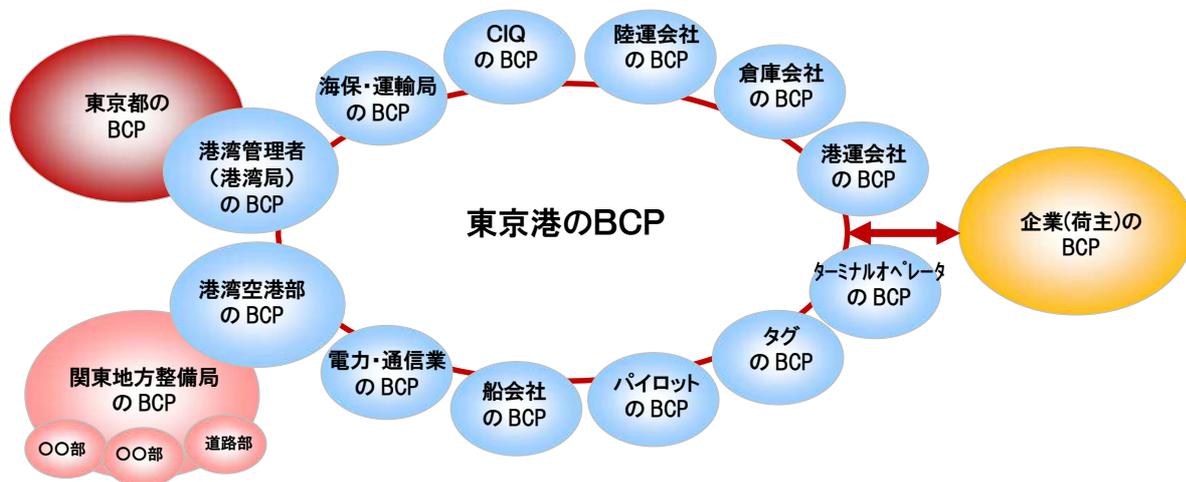
本計画は、震災時における東京港の役割を果たすため、「港湾BCPによる協働体制構築に関する東京港連絡協議会」（以下「東京港連絡協議会」という。）における関係者間での協議を踏まえ、災害発生時に関係者が連携して的確な対応を行うために共有しておくべき目標や行動、協力体制を震後行動計画としてまとめ、整理・明確化することを目的として策定するものである。

災害発生時には、首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月 中央防災会議決定）や東京都地域防災計画に基づき行政機関が設置する災害対策本部の指示により、各活動を実施することとなる。

なお、東京港連絡協議会では、各事業主体が事業継続できる状態であってはじめて災害時協定に基づく要請にも対応できるものと考えており、それぞれの震後行動計画策定についても推進、支援していく。

また今後は、関東港湾BCP協議会（仮称）を通じて、水域における震後行動を協議している東京湾航行支援協議会や他港との連携も図っていく。

図 将来的に目指す港湾の連携協働体制構築イメージ



(2) 本計画の対象

以下を前提として想定している。

- ①発災想定→想定地震：東京湾北部地震(M7.3)、冬、平日18時発災
気象・海象：天候 晴れ、風速8m/s
電 力：停電は発生しない
通 信 条 件：固定電話は不通、携帯電話は使用可能
そ の 他：断続的に余震発生
- ②対象者 →緊急物資輸送活動、国際コンテナ物流活動に関わる諸団体等の
防災担当者、行政担当者
- ③対象期間→緊急物資輸送活動
：発災～72時間後の緊急物資輸送活動が始まるまで
→国際コンテナ物流活動
：発災～1か月程度。国際コンテナ物流活動が再開するまで

図 東京湾北部地震による震度分布

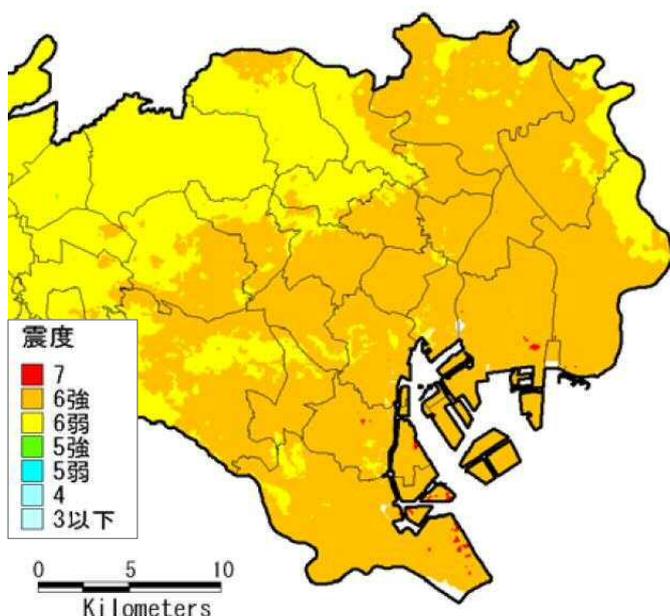
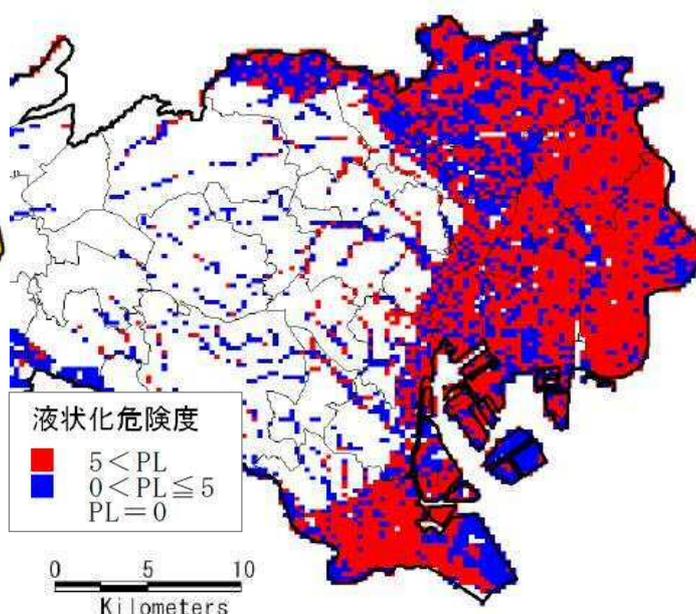


図 東京湾北部地震による液状化危険度分布



出典：上2図とも「首都直下地震等による東京の被害想定一概要版一」（東京都）より抜粋

(3) 本計画の使い方

本計画での協力体制に基づき、平常時から各団体や組織内の連絡網及び行動を決めておくものとする。また、緊急物資輸送の実施や国際コンテナ物流の業務継続は、各主体の事業継続が前提となる。

各関係者は、本計画が速やかに実行されるよう、災害時の事業継続に必要な準備、検討を事前に進めるものとする。

(4) 本計画の改訂方針

本計画は、東京港連絡協議会での検討や各種訓練を行い、その結果をもとに、内容の見直しを行い、より実践的なものにしていきたいと考えている。

Ⅱ．事前行動

(1) 東京港連絡協議会の開催

東京港連絡協議会の目的は、災害発生時における各関係者の行動や相互の関係を事前に協議し、大規模地震発生時には各関係者が情報共有を行いながら、的確な対応を行うことができるようにすることにある。

東京港連絡協議会は、上記目的のために、定期的を開催するものとする。

(2) 訓練計画

定期的に訓練を実施し、関係者との協力体制の確認を行う。また、PDCAサイクルの考えに基づき、訓練結果を震後行動計画に反映、修正を行っていく。

(3) 情報連絡、共有体制

●情報連絡網の構築

通常業務の関係を最大限活用し、情報連絡網を構築する。

情報連絡網については、内容に変更が生じた場合、事務局に連絡を行い、その都度更新を行うものとする。

●情報共有体制

災害時には、国土交通省、東京都港湾局のホームページで、被災情報を集約・発表することとする。

併せて、ツイッターなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）も積極的に活用し、情報発信を行っていく。

なお、被災でインターネットが閲覧できない場合に備え、国土交通省関東地方整備局東京港湾事務所、東京都港湾局にてホームページの内容を掲示する。（次頁参照）

①被災情報が集約・発表されるホームページ

: 国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/>

: 東京都港湾局

<http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/>



<イメージ>



○宮城県北部地震（H15）の時の発表例（抜粋）

・港湾：

都道府県名	管理者名	港湾名	地区名	施設名	被害状況等	施設使用の可否	定期航路等への影響
宮城県	宮城県	石巻港	雲雀野	岸壁(-13m)	岸壁背後のエプロンに一部段差	可	無
			大曲	物揚場(-2m)	L=30m,W=5m(7cmエプロン沈下)	可	無
			釜	臨港道路	L=10m(側溝付近の噴砂)	可	無
上記以外各港各施設異常なし(最終確認済)						可	無
福島県	福島県	各港湾各施設異常なし(最終確認済)				可	無

・道路：

県名	路線名	箇所	被害状況	延長	発生日時(規制日時)		備考
					日	時	
宮城県	(主)石巻鹿島台大衝線	矢本町大塩三ツ谷	路面亀裂	0.05km	7/26	4:00	全面通行止め→7/27 20:00片側交互通行
宮城県	(主)奥松島松島公園線	松島町手樽	路面隆起	0.005km	7/26	8:00	片側交互通行→7/27 16:00解除
宮城県	(一)大島波板線	気仙沼市小同汐	法面崩落	1.5km	7/26	7:30	全面通行止め→7/28 16:30解除
宮城県	(一)涌谷田尻線	涌谷町下町	路面段差	0.03km	7/26	10:00	片側交互通行→7/27 18:45解除

②東京港で被災情報が閲覧可能な場所



出典：上3図とも GoogleMap をベース図に用い作成した。

※個人情報が含まれているため非公表とする。

《東京港連絡協議会の連絡網》

平成 25 年 3 月現在

組織名		項目	担当者	連絡担当
関係団体	社団法人 東京港運協会	所 属		
		役職・氏名		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		
	東京港埠頭株式会社	所 属		
		役職・氏名		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		
	外国船舶協会	所 属		
		役職・氏名		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		
	東京倉庫協会	所 属		
		役職・氏名		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		
	東京港定航船主会	所 属		
		役職・氏名		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		
	社団法人 東京都トラック協会	所 属		
		役職・氏名		
		一 般 電 話		
E-Mail PC				
F A X				
東京港港湾運送事業 協同組合	所 属			
	役職・氏名			
	一 般 電 話			
	E-Mail PC			
	F A X			

組織名		項目	担当者	連絡担当
関係団体	財団法人 東京港湾福利厚生協会	所 属		
		役職・氏名		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		
	社団法人 日本埋立浚渫協会	所 属		
		役職・氏名		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		
行政機関	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局	所 属		
		役職・氏名		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		
	国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課	所 属		
		役職・氏名		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		
	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	所 属		
		役職・氏名		
一 般 電 話				
E-Mail PC				
F A X				
事務局	東京都港湾局	所 属		
		役 職		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		
	国土交通省 関東地方整備局 東京港湾事務所	所 属		
		役 職		
		一 般 電 話		
		E-Mail PC		
		F A X		

緊急物資輸送活動に係る 震後行動

Ⅲ. 緊急物資輸送活動に係る震後行動

(1) 緊急物資輸送活動に係る震後行動計画の目的

- ・ **首都圏における大規模地震発生時には、国民生活を維持するため、海上からの緊急物資の供給を迅速に行うことが港湾に求められる。**
 - ：大規模地震発生時の被災者に対する水・食料等の物資の備蓄は3日程度であり、以降は外部から大量輸送する必要があるため、物資供給が途絶えると被災者の生活維持が困難になる。
 - ：東京都地域防災計画においては、被災地に対して、道路、海上、空路のすべてを使った緊急支援物資の供給が想定されている。
 - ：海上からの緊急物資輸送の実施、支援については、耐震強化岸壁、基幹的広域防災拠点（東扇島）等を最大限に活用した海上からの緊急物資輸送の実施が求められる。
- ・ **早期に海から被災地への物資輸送ルートを確認することが必要で、そのためには海上輸送基地の機能確保を最優先で実施することが必要である。**
 - ：まず、耐震強化岸壁を最優先で点検・復旧し、海上輸送基地機能を確保する。併せて、緊急輸送道路、港内の航路啓開により、輸送ルートを確認する。
 - ：緊急物資輸送の到着時刻に合わせ、荷卸し・荷捌きに必要な最小限の施設を復旧・啓開し、以降、順次利用可能な施設を拡大していく。
- ・ **海上輸送基地での物資中継機能を最短時間で確立し、耐震強化岸壁を効率的に稼働させることが必要である。**
 - ：最小限の利用可能な施設の復旧のタイミングに合わせ、緊急輸送物資の船卸、海上輸送基地内での荷捌き、保管・管理、地域防災拠点への輸送のオペレーション実施体制を確立する。
- ・ **上記を実現するために、復旧、運用での整合のとれた、かつ官民が連携した行動計画を策定する。**
 - ：緊急物資輸送には多くの関係機関、組織、企業が介在している。各者相互の調和のとれた行動計画に各々が取り組み、協働体制を構築し、緊急物資輸送の最適化を実現する。

(2) 行動計画の目標

- ・ 3日分の備蓄がなくなる前に被災地へ緊急物資を届けるために、海上から物資輸送できる体制を24～72時間以内に構築する。

(3) 行動計画の実施方針

●海上輸送基地の確保

- ・ 海上輸送基地及び緊急輸送道路等を応急復旧し、航路を啓開する。

- ①発災後24時間以内に航路、海上輸送基地、アクセス路の被災状況を把握し、利用可能な岸壁、荷捌地、上屋を確保する。
- ②発災後24～72時間以内に、海上輸送基地及び緊急輸送道路等の応急復旧、航路の啓開を実施する。

●緊急物資輸送活動の準備

- ・ 緊急物資輸送のための荷役要員、トラック、倉庫等を確保し、受入準備を整える。

- ①発災後24時間以内に、緊急物資輸送に必要な荷役要員の確保を要請する（東京都港湾局→東京港運協会等）。
- ②発災後24時間以内に、緊急物資輸送のための保管及びトラック輸送の協力を要請する（東京倉庫協会、東京都トラック協会→各会員）。
- ③東京港運協会等は、発災後24時間以内に緊急物資輸送のための資機材を確保するとともに、東京都と連絡調整を行いながら、48時間以内に荷役作業チームを編成し、緊急物資輸送の荷役体制を構築する。

●海上輸送基地の運用・地域防災拠点への物資輸送

- ・ 72時間以内に緊急物資輸送を開始する。

- ①発災後72時間以内に、地域防災拠点へ食料等の輸送が開始できるよう、海上輸送基地の一部供用を開始する。

- ・ 海上輸送基地の本格運用を確立する。

- ①耐震強化岸壁の全面供用を7日以内に実施する。
- ②発災後72時間以降は、関東地方整備局東京国道事務所管内の全路線の復旧作業を継続する。
- ③緊急物資輸送を継続する。

(4) 主な関係者と協力体制

公共機関及び協定団体等と主な協力体制は以下の通り。

表 公共機関及び協定団体等と協力体制

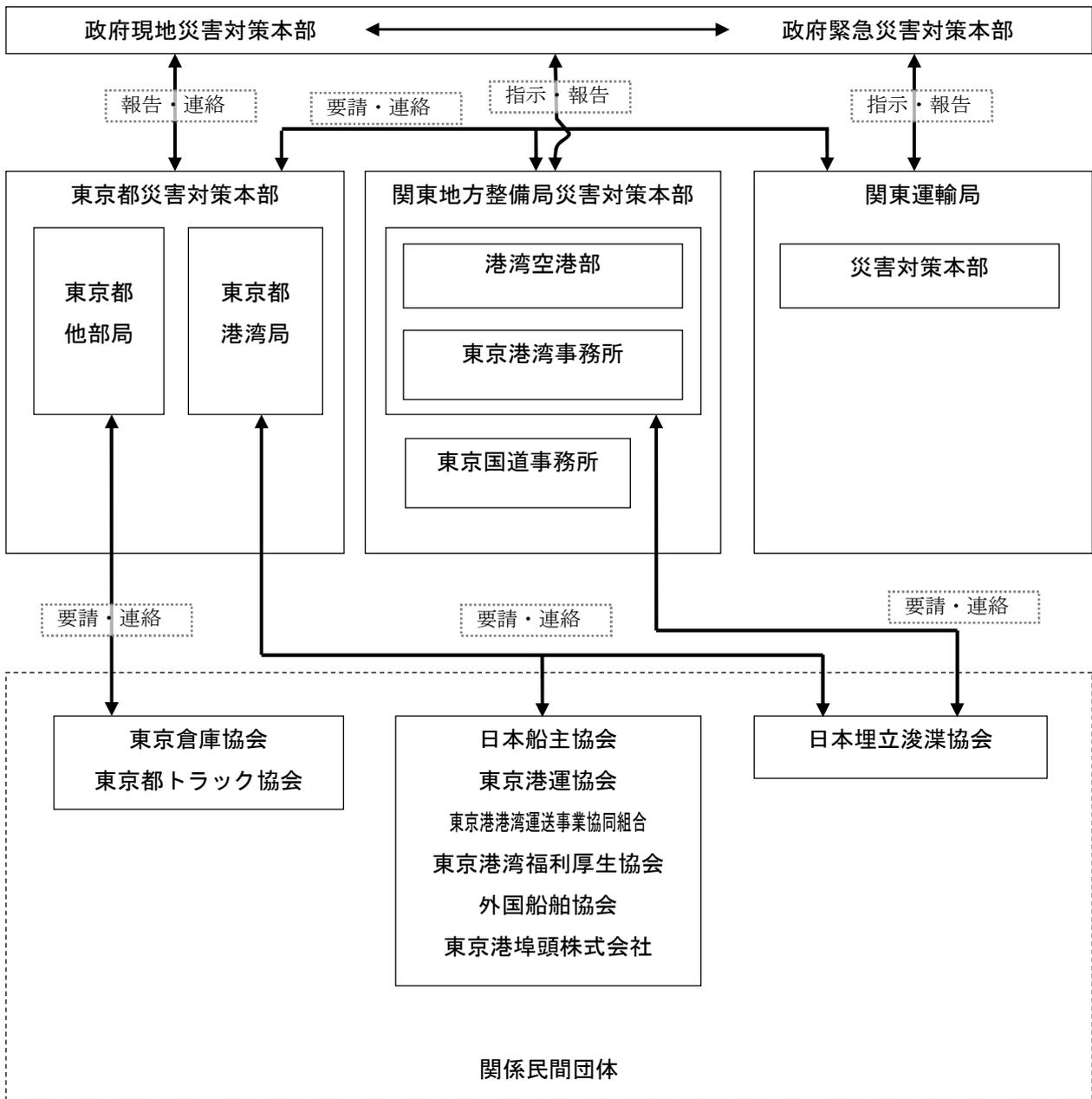
区分	主体	行動	根拠
東京都	災害対策本部	被害情報及び支援・復旧状況の把握、関係機関との連絡調整、緊急物資の受入、配分	東京都地域防災計画
	港湾局	港湾施設の被災状況集約・公表、応急対策の実施、緊急輸送基盤の確保、耐震強化岸壁の応急復旧、航路・泊地の啓開、海面の障害物の除去及び一時係留	
国	関東地方整備局 港湾空港部及び 東京港湾事務所	港湾施設の被災状況集約・公表、国有港湾施設の緊急点検、緊急輸送基盤の確保、国有港湾施設（耐震強化岸壁）の緊急復旧・応急復旧、港湾管理者の復旧支援、航路等の啓開・支援	関東地方整備局業務継続計画 東京港湾事務所業務継続計画
	関東地方整備局 東京国道事務所	管理施設の被災状況把握、管轄内全路線の点検・復旧作業	
	関東運輸局	緊急輸送の支援、関係機関への情報提供	関東運輸局業務継続計画
民間	(社)東京港運協会 (財)東京港湾福利厚生協会 東京港港湾運送事業協同組合	緊急物資受入施設における受入場所の確保 周辺通路の障害物除去、緊急物資荷役	災害時における緊急物資受入れ等に関する協定（注1） 港湾荷役災害対策拠点施設（港湾施設）の利用に関する協定書（注1）
	東京港埠頭株式会社	情報収集及び報告、現場確認	
	東京倉庫協会	緊急物資の一次保管場所の提供、一時保管	災害時における物資の保管等に関する協定（仮称） （注2）
	(社)東京都トラック協会	自動車輸送の協力	災害応急対策用自動車供給契約書（注1）
	(社)日本埋立浚渫協会 同 関東支部	港湾区域における障害物の除去、港湾施設の緊急応急措置	災害時における応急対策業務に関する協定（注3）

注1：東京都との協定

注2：東京都及び関東運輸局との協定

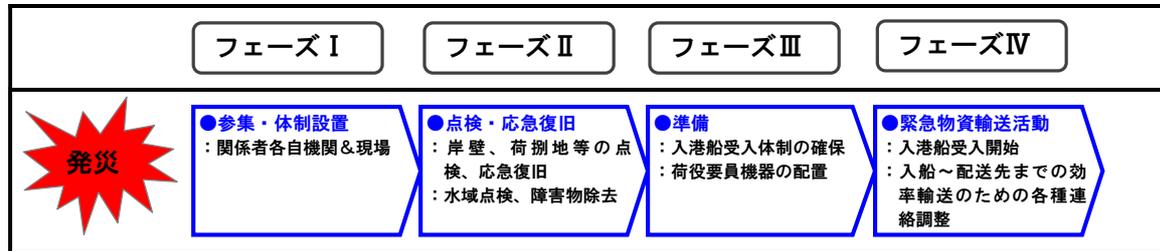
注3：東京都及び関東地方整備局との協定

図 関係者の協力体制・連絡網



(5) 発災から緊急物資輸送活動までの全体像

発災から参集・体制設置、点検・応急復旧、緊急物資輸送活動準備、緊急物資輸送活動実施までの4つの局面（フェーズ）に分けて整理する。



(6) 基本対応パターン

首都直下地震（東京湾北部地震等）発災時の緊急物資輸送活動について、各関係者の業務と目標時間を基本対応パターンとして提示し、各フェーズに沿って整理する。

基本対応パターンの整理に際しては、東京都地域防災計画、関東地方整備局業務継続計画にある対処行動、時間軸をベースとして事務局で想定した各関係者の行動を落とし込んだものを作成した。

■緊急物資輸送活動に関する基本対応パターン

①海上輸送基地に係る緊急物資輸送での重要業務と目標時間（冬・平日18時発災の場合）

重要業務のフェーズ		参集・体制設置		点検・応急復旧						
				準備						
目標時間		発災～3時間		3～12時間	12～24時間	24～48時間	48～72時間	72時間～		
団体名		主な達成業務		◇参集、被災情報収集 ◇港湾労働者等の避難 ◇点検等の開始		◇海上輸送基地の確保 ◇海面の障害物除去		◇海上輸送基地の応急復旧、運用開始	◇地域防災拠点へ物資到着	
東京港連絡協議会				*事前検討に従い対応。必要に応じ開催						
行政機関	東京都災害対策本部（他局含む）	◆緊急物資輸送及び保管				■東京都トラック協会、東京倉庫協会へ協力要請 ：緊急物資の輸送のため、東京都トラック協会に協力を要請 ：緊急物資の保管のため、東京倉庫協会に協力を要請 ■物資集配拠点から食料等を地域防災拠点に輸送		■物資輸送活動を継続		
	東京都港湾局	◆港湾労働者等の避難		■港湾労働者等の避難 ：気象庁情報や区の避難勧告等に基づき、関係者等に各種連絡、情報提供を行う						
		◆海上輸送基地の確保等、応急復旧及び運用		■参集 ：速やかに体制を設置 ■被災状況の調査 ：緊急輸送道路及び海上輸送基地の岸壁等の被災状況の点検を開始 ：上記岸壁の前面水域の障害物有無の点検を開始		■緊急輸送道路及び海上輸送基地の確保 ：被災状況を把握したうえ、対応方針の立案 ：海上輸送基地の応急復旧の調整開始。東京港運協会、東京港港湾運送事業協同組合に協力を要請し、岸壁、荷捌地、上屋の確保 ：東京港応急対策連絡協議会（日本埋立浚渫協会）に協力要請 ：東京都中小建設業協会（各協力会社）に協力を要請し、緊急輸送道路の応急復旧を開始 ：必要に応じ、東京港湾事務所の協力を要請 ■荷役等の体制確保 ：荷役及び輸送に必要な人員・機材の提供を、東京港運協会、東京港港湾運送事業協同組合に要請		■緊急輸送道路及びその他臨港道路の応急復旧 ：応急復旧を実施し、通行機能を確保 ■確保した海上輸送基地の一部供用 ：確保した海上輸送基地において運用体制を整え、できるだけ早く一部供用を開始させる		■耐震強化岸壁の応急復旧 ：耐震強化岸壁を7日以内に全面供用させるべく応急復旧実施
		◆輸送船舶の確保				■輸送船舶の確保、緊急輸送の要請 ：各協定団体に協力を要請し、輸送船舶の確保 ：都災害対策本部の指示に従い、協定団体に緊急輸送の実施を要請				
◆航路等の啓開及び海面の障害物除去		■被災状況の調査 ：港内航路・泊地の障害物の有無の点検を開始		■航路・泊地の確保 ：被災状況を把握したうえ、対応方針の立案 ：東京港応急対策連絡協議会（日本埋立浚渫協会）に協力要請 ■海面の障害物の除去、一時係留 ：監視艇、清掃船を出動。大型の漂流物等は、東京タグセンターにタグボートの出動を要請 ：必要に応じ、東京港湾事務所の協力を要請		■航路・泊地の啓開 ：航路・泊地の機能確保対策を実施				
関東地方整備局港湾空港部及び東京港湾事務所	◆耐震強化岸壁及び臨港道路の応急復旧		■参集 ：参集状況に応じて体制を確保 ■地震情報等の把握（2-3時間以内） ：マスコミ情報、気象海象情報、監視カメラ、防災ヘリ情報を収集 ■被災状況の確認 ：国有港湾施設（耐震強化岸壁、臨港道路）の被災状況を確認 ：上記岸壁の前面水域の障害物の有無を確認		■岸壁、臨港道路の緊急点検 ：国有港湾施設（耐震強化岸壁、臨港道路）の緊急点検をすみやかに実施 ■港湾施設の被災状況把握 ：港湾施設の被災状況について、情報収集 ■最低限度の緊急輸送基盤の確保 ：緊急点検、情報収集結果に基づき、港湾管理者と連携し、被害のない一部耐震強化岸壁等の供用を行い、最低限度の緊急輸送基盤を確保するべく、対策を講じる ■日本埋立浚渫協会等への協力要請 ：応急復旧活動への応援協力を要請（要員、資機材の確保要請） ■港湾管理者の復旧支援 ：港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る		■国有港湾施設（耐震強化岸壁）の緊急復旧。一部供用 ：緊急物資輸送用耐震強化岸壁を、港湾管理者と連携し、できるだけ早く（3日以内）一部供用させるべく緊急復旧を実施 ■国有港湾施設（臨港道路）の通行機能確保 ：臨港道路の通行機能確保対策を実施 (上記3日以内)		■国有港湾施設（耐震強化岸壁）の応急復旧 ：耐震強化岸壁を7日以内に全面供用させるべく応急復旧実施	
	◆航路等の啓開		■被災状況の確認 ：国有港湾施設（水域施設）の被災状況を確認		■水域施設の緊急点検 ：国有港湾施設（水域施設）の緊急点検をすみやかに実施 ■港湾管理者の復旧支援 ：港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る ■浦賀水道など港湾区域外の航路状況（航行環境）及び他港（関東地方整備局管内等）の被災状況等の情報収集と港湾関係者への提供		■港湾管理者の緊急復旧等支援 ：港湾管理者からの支援要請に対し、支援を実施 ■国有港湾施設（水域施設）の啓開 ：水域施設の機能確保対策を実施 ■航路等の啓開支援 ：港湾管理者から航路等の機能確保対策の支援要請に対し、支援を実施 (上記3日以内)			
関東地方整備局 東京国道事務所	◆管轄内全路線の復旧作業		■初動体制の確立 ■管轄内の点検 ■管理施設の被災状況把握		■重要区間の応急処理、障害物除去		■管轄内全路線の応急処理、障害物除去		■管轄内全路線の復旧作業	

重要業務のフェーズ		参集・体制設置		点検・応急復旧									
				準備									
目標時間		発災～3時間		3～12時間		12～24時間		24～48時間		48～72時間		72時間～	
団体名		主な達成業務		◇参集、被災情報収集 ◇港湾労働者等の避難 ◇点検等の開始		◇海上輸送基地の確保 ◇海面の障害物除去		◇海上輸送基地の応急復旧、運用開始		◇地域防災拠点へ物資到着			
関東運輸局	◆緊急輸送の支援	■参集 ：参集状況に応じて体制を確保 ■地震情報等の把握 ：気象海象情報、マスコミ情報を収集	■関係事業者等からの情報収集 ：関係事業者等と協力し、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡	■緊急輸送の支援 ：自治体の要請に応じて不足が予想される輸送業者（陸、海）確保のための要請活動を支援する ：緊急輸送を実施する際に必要とされる許可等の手続きの簡素化、迅速化等法令の弾力的運用を検討する									
	◆関係機関への情報提供	■連絡手段の確保 ：関係機関、関係事業者との連絡手段を確保	■関係機関への情報提供 ：収集した事業者被害情報等を整理し関係機関へ提供	■関係機関への情報提供 ：関係機関への情報提供を継続する									
関係団体 (社)東京港運協会 (財)東京港湾福利厚生協会 東京港港湾運送事業協同組合 (3団体共同目標)	◆職員等の避難	■緊急時の職員対応 ：津波警報発令の場合の職員避難及び埠頭現場への緊急連絡・確認											
	◆海上輸送基地の確保、応急復旧及び運用	■参集 ：発災時点の残留職員の集約 ■災对本部の設置等 ：本部長等との連絡、災对本部の設置(福利厚生センター)、指揮命令体制の発動	■周辺状況の確認 ：現場において被災状況の確認が可能となった段階から、主なふ頭の状況調査を実施 ■情報の集約 ：災对本部で情報を集約し、当面の行動計画を確認するとともに、東京都に情報提供	■物資受入れの準備 ：東京都からの協力要請を受け緊急物資受入れに向けた連絡調整と諸準備 ：作業員の確保のための状況確認 ■必要機材の手配、確保 ：散乱貨物の整理整頓のフォーク等 ：緊急物資荷揚げのためのクレーン車	■障害物除去等の作業開始 ：上屋・ヤードの貨物整理作業の開始 ：周辺通路の障害物除去の作業開始 ■東京都との連絡調整 ：緊急物資輸送についての東京都との連絡調整 ■作業チームの編成 ：緊急物資荷揚げのための作業体制の構築(作業チームの編成) ■荷役作業要員の確保のための諸調整 ■作業員用給食(弁当)の準備		■緊急物資の荷揚げ作業 ■都から指定の上屋等への搬入及び配送トラックへの引き渡し						
東京港埠頭株式会社	◆橋梁落橋の場合の対応			■橋梁落橋の場合 ：小型船・はしけの手配									
	◆海上輸送基地の確保等	《復旧班//現場》 ■参集 ：参集状況に応じて体制を確保 《対策本部》 ■情報収集及び報告 ：耐震強化岸壁をはじめとした現場の被災状況、津波情報、現場へのアクセスの現況、各バースの本船着岸状況についての情報収集を開始。現場からの調査報告を確認し、東京都(港湾局)あて随時報告	■現場確認 ：安全性の確認と調査体制が整い次第、順次現場調査を開始(岸壁・荷役機器・背後ヤード他)										
東京倉庫協会	◆緊急物資の保管	■参集 ：参集状況に応じて体制を確保	■被災状況の確認 ：会員の被災状況の確認	■受入準備 ：関東運輸局並びに都災害対策本部からの協力要請に備え、会員倉庫の空き状況を確認。緊急物資の一時保管の受け入れ準備を整える	■保管及び輸送対応開始 ：関東運輸局及び都災害対策本部からの協力要請に基づき、海上輸送基地の近傍にて、緊急物資の一時保管及び緊急輸送への対応を開始								
東京港定航船主会			■日本船主協会の判断・指示により、メンバー各社ごとに対応										
(社)東京都トラック協会	◆緊急物資輸送	■連絡・情報収集 ：事務所にて勤務中の職員を中心として、不在役員等の安否確認、支部事務局・会員事業者・東京都等関係機関との連絡・情報収集					■緊急輸送対応依頼 ：帰宅している役員について、参集可能な者への参集指示、支部・会員事業者に対し、今後見込まれる緊急輸送要請への対応を依頼	■支部・会員事業者・東京都等関係機関との調整を継続	■東京都からの要請に基づき、順次緊急輸送への対応を開始				
(社)日本埋立浚渫協会 同 関東支部	◆耐震強化岸壁等の緊急復旧	■参集 ：参集状況に応じて体制を確保 ■岸壁の状況把握 ：関東地方整備局、東京都港湾局及び東京港埠頭株との協定に基づき、緊急復旧用の資機材要員を調達出動				■耐震強化岸壁等の緊急復旧 ：関東地方整備局、東京都港湾局及び東京港埠頭株との協定に基づき、緊急物資輸送用耐震強化岸壁等の緊急復旧作業を実施する							

②重要業務の内容

○「参集・体制設置」段階（発災～3時間）

・主体別の重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
東京都港湾局	○港湾労働者等の避難 ・気象庁情報や区の避難勧告等に基づき、関係者等に各種連絡、情報提供を行う	発災直後～ 3時間以内
	○参集 ・速やかに体制を設置	発災直後から順次参集
関東地方整備局 港湾空港部及び 東京港湾事務所	○参集 ・参集状況に応じて体制を確保	発災直後から順次参集
	○地震情報等の把握 ・マスコミ情報、気象海象情報、監視カメラ、防災ヘリ情報を収集	2～3時間以内
関東地方整備局 東京国道事務所	○初動体制の確立	発災直後から順次参集
関東運輸局	○参集 ・参集状況に応じて体制を確保	発災直後から順次参集
	○地震情報等の把握 ・気象海象情報、マスコミ情報を収集	3時間以内
	○連絡手段の確保 ・関係機関、関係事業者との連絡手段を確保	3時間以内
(社)東京港運協会／(財)東京港湾福利厚生協会 ／東京港港湾運送事業協同組合	○緊急時の職員対応 ・津波警報発令の場合の職員避難及び埠頭現場への緊急連絡・確認	発災直後から
	○参集 ・発災時点の残留職員の集約	発災直後から順次参集
	○災对本部の設置等 ・本部長等との連絡、災对本部の設置（福利厚生センター）、指揮命令体制の発動	3時間以内
東京港埠頭株式会社	○参集（復旧班//現場） ・参集状況に応じて体制を確保	発災直後から順次参集
東京倉庫協会	○参集 ・参集状況に応じて体制を確保	発災直後から順次参集
東京港定航船主会	○日本船主協会の判断・指示により、メンバー各社ごとに対応	順次継続
(社)東京都トラック協会	○連絡・情報収集 ・事務所にて勤務中の職員を中心として、不在役員等の安否確認、支部事務局・会員事業者・東京都等関係機関との連絡・情報収集	3時間以内
(社)日本埋立浚渫協会 同 関東支部	○参集 ・参集状況に応じて体制を確保	発災直後から順次参集

○「点検・応急復旧」段階（発災～72時間、以降必要に応じて継続）

・主体別の重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
東京都港湾局	○被災状況の調査 ・緊急輸送道路及び海上輸送基地の岸壁等の被災状況の点検を開始 ・上記岸壁の前面水域の障害物の有無を点検を開始 ・港内航路・泊地の障害物の有無の点検を開始	3時間以内
	○緊急輸送道路及び海上輸送基地の確保 ・被災状況を把握したうえ、対応方針の立案 ・海上輸送基地の応急復旧の調整開始。東京港運協会、東京港湾運送事業協同組合に協力を要請し、岸壁、荷捌地、上屋の確保 ・東京港応急対策連絡協議会（日本埋立浚渫協会）に協力要請 ・東京都中小建設業協会（各協力会社）に協力を要請し、緊急輸送道路の応急復旧を開始 ・必要に応じ、東京港湾事務所の協力を要請	3～24時間以内
	○航路・泊地の確保 ・被災状況を把握したうえ、対応方針の立案 ・東京港応急対策連絡協議会（日本埋立浚渫協会）に協力要請	3～24時間以内
	○海面の障害物の除去、一時係留 ・監視艇、清掃船を出動。大型の漂流物等は、東京タグセンターにタグボートの出動を要請 ・必要に応じ、東京港湾事務所の協力を要請	3～24時間以内
	○緊急輸送道路及びその他臨港道路の応急復旧 ・応急復旧を実施し、通行機能を確保	24～72時間以内
	○耐震強化岸壁の応急復旧 ・耐震強化岸壁を7日以内に全面供用させるべく応急復旧実施	72時間以降継続（7日以内）
	○航路・泊地の啓開 ・航路・泊地の機能確保対策を実施	24～72時間以内
関東地方整備局 港湾空港部及び 東京港湾事務所	○被災状況の確認 ・国有港湾施設（耐震強化岸壁、臨港道路）の被災状況を確認 ・上記岸壁の前面水域の障害物の有無を確認 ・国有港湾施設（水域施設）の被災状況を確認	3時間以内
	○岸壁、臨港道路の緊急点検 ・国有港湾施設（耐震強化岸壁、臨港道路）の緊急点検をすみやかに実施	3～24時間以内
	○港湾施設の被災状況把握 ・港湾施設の被災状況について、情報収集	3～24時間以内
	○日本埋立浚渫協会等への協力要請 ・応急復旧活動への応援協力を要請（要員、資機材の確保要請）	3～24時間以内
	○港湾管理者の復旧支援 ・港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る	3～24時間以内
	○水域施設の緊急点検 ・国有港湾施設（水域施設）の緊急点検をすみやかに実施	3～24時間以内
	○港湾管理者の復旧支援 ・港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る	3～24時間以内
	○浦賀水道など港湾区域外の航路状況（航行環境）及び他港（関東地方整備局管内等）の被災状況等の情報収集と港湾関係者への提供	3～24時間以内
	○国有港湾施設（耐震強化岸壁）の緊急復旧。一部供用 ・緊急物資輸送用耐震強化岸壁を、港湾管理者と連携し、できるだけ早く（3日以内）一部供用させるべく緊急復旧を実施	24～72時間以内
	○国有港湾施設（臨港道路）の通行機能確保 ・臨海道路の通行機能確保対策を実施	24～72時間以内
	○港湾管理者の緊急復旧等支援 ・港湾管理者からの支援要請に対し、支援を実施	24～72時間以内

・前頁のつづき－主体別の重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
関東地方整備局 港湾空港部及び 東京港湾事務所	○国有港湾施設（水域施設）の啓開 ・水域施設の機能確保対策を実施	24～72 時間以内
	○航路等の啓開支援 ・港湾管理者から航路等の機能確保対策の支援要請に対し、支援を実施	24～72 時間以内
	○国有港湾施設（耐震強化岸壁）の応急復旧 ・耐震強化岸壁を7日以内に全面供用させるべく応急復旧実施	72 時間以降継続 (7日以内)
関東地方整備局 東京国道事務所	○管轄内の点検	3 時間以内
	○管理施設の被災状況把握	3 時間以内
	○重要区間の応急処理、障害物除去	3～24 時間以内
	○管轄内全路線の応急処理、障害物除去	24～72 時間以内
関東運輸局	○関係事業者等からの情報収集 ・関係事業者等と協力し、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡	3～12 時間以内
	○関係機関への情報提供 ・収集した事業者被害情報等を整理し関係機関へ提供	3～12 時間以内 以降継続
(社)東京港運協会／(財)東京港湾福利厚生協会 ／東京港港湾運送事業協同組合	○周辺状況の確認 ・現場において被災状況の確認が可能となった段階から、主なふ頭 の状況調査を実施	3～12 時間以内
	○情報の集約 ・災对本部で情報を集約し、当面の行動計画を確認するとともに、 東京都に情報提供	3～12 時間以内
東京港埠頭株式会社	○情報収集及び報告（対策本部） ・耐震強化岸壁をはじめとした現場の被災状況、津波情報、現場へのアクセスルートの現況、各バースの本船着岸状況についての情報収集を開始。現場からの調査報告を確認し、東京都（港湾局）あて随時報告	3 時間以内 以降継続
	○現場確認 ・安全性の確認と調査体制が整い次第、順次現場調査を開始（岸壁・荷役機器・背後ヤード他）	3～12 時間以内
東京倉庫協会	○被災状況の確認 ・会員の被災状況の確認	3～12 時間以内
東京港定航船主会	○日本船主協会の判断・指示により、メンバー各社ごとに対応	順次継続
(社)日本埋立浚渫協会 同 関東支部	○岸壁の状況把握 ・関東地方整備局、東京都港湾局及び東京港埠頭株との協定に基づき、緊急復旧用の資機材要員を調達出動	発災直後～ 24 時間以内
	○耐震強化岸壁等の緊急復旧 ・関東地方整備局、東京都港湾局及び東京港埠頭株との協定に基づき、緊急物資輸送用耐震強化岸壁等の緊急復旧作業を実施する	24～72 時間以内

○「準備（緊急物資輸送）」段階（3時間～72時間）

・主体別の重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
東京都災害対策本部	○東京都トラック協会、東京倉庫協会へ協力要請 ・緊急物資の輸送のため、東京都トラック協会に協力を要請 ・緊急物資の保管のため、東京倉庫協会に協力を要請	24～72 時間以内
東京都港湾局	○荷役等の体制確保 ・荷役及び輸送に必要な人員・機材の提供を、東京港運協会、東京港港湾運送事業協同組合に要請	3～24 時間以内
	○輸送船舶の確保、緊急輸送の要請 ・各協定団体に協力を要請し、輸送船舶の確保 ・都災害対策本部の指示に従い、協定団体に緊急輸送の実施を要請	3～24 時間以内
関東地方整備局 港湾空港部及び 東京港湾事務所	○最低限度の緊急輸送基盤の確保 ・緊急点検、情報収集結果に基づき、港湾管理者と連携し、被害のない一部耐震強化岸壁等の供用を行い、最低限度の緊急輸送基盤を確保するべく、対策を講じる	3～24 時間以内
関東運輸局	○緊急輸送の支援 ・自治体の要請に応じて不足が予想される輸送業者（陸、海）確保のための要請活動を支援する ・緊急輸送を実施する際に必要とされる許可等の手続きの簡素化、迅速化等法令の弾力的運用を検討する	12 時間～以降継続
	○関係機関への情報提供 ・関係機関への情報提供を継続する	12 時間～以降継続
(社)東京港運協会／(財)東京港湾福利厚生協会／東京港港湾運送事業協同組合	○物資受入れの準備 ・東京都からの協力要請を受け緊急物資受入れに向けた連絡調整と諸準備 ・作業員の確保のための状況確認	12～24 時間以内
	○必要機材の手配、確保 ・散乱貨物の整理整頓のフォーク等 ・緊急物資荷揚げのためのクレーン車	12～24 時間以内
	※橋梁落橋の場合→小型船・はしけの手配	12～24 時間以内
	○障害物除去等の作業開始 ・上屋・ヤードの貨物整理作業の開始 ・周辺通路の障害物除去の作業開始	24～48 時間以内
	○東京都との連絡調整 ・緊急物資輸送についての東京都との連絡調整	24～48 時間以内
	○作業チームの編成 ・緊急物資荷揚げのための作業体制の構築（作業チームの編成）	24～48 時間以内
	○荷役作業要員の確保のための諸調整	24～48 時間以内
	○作業員用給食（弁当）の準備	24～48 時間以内
東京倉庫協会	○受入準備 ・関東運輸局並びに都災害対策本部からの協力要請に備え、会員倉庫の空き状況を確認。緊急物資の一時保管の受け入れ準備を整える	12～24 時間以内
東京港定航船主会	○日本船主協会の判断・指示により、メンバー各社ごとに対応	順次継続
(社)東京都トラック協会	○緊急輸送対応依頼 ・帰宅している役職員について、参集可能な者への参集指示、支部・会員事業者に対し、今後見込まれる緊急輸送要請への対応を依頼	12～24 時間以内
	○支部・会員事業者・東京都等関係機関との調整を継続	24～48 時間以内

○「緊急物資輸送活動」段階（24～72時間で開始、以降本格的な活動へ）

・主体別の重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
東京都災害対策本部	○物資集配拠点から食料等を地域防災拠点に輸送	24～72 時間以内
	○緊急物資輸送活動を継続	72 時間～以降継続
東京都港湾局	○確保した海上輸送基地の一部供用 ・確保した海上輸送基地において運用体制を整え、できるだけ早く一部運用を開始させる	24～72 時間以内
関東運輸局	○緊急輸送の支援 ・自治体の要請に応じて不足が予想される輸送業者（陸、海）確保のための要請活動を支援する ・緊急輸送を実施する際に必要とされる許可等の手続きの簡素化、迅速化等法令の弾力的運用を検討する	12 時間～以降継続
	○関係機関への情報提供 ・関係機関への情報提供を継続する	12 時間～以降継続
(社)東京港運協会／(財)東京港湾福利厚生協会	○緊急物資の荷揚げ作業	48～72 時間 以降継続
／東京港港湾運送事業協同組合	○都から指定の上屋等への搬入及び配送トラックへの引き渡し	48～72 時間 以降継続
東京倉庫協会	○保管及び輸送対応開始 ・関東運輸局及び都災害対策本部からの協力要請に基づき、海上輸送基地の近傍にて、緊急物資の一時保管及び緊急輸送への対応を開始	24～48 時間 以降継続
東京港定航船主会	○日本船主協会の判断・指示により、メンバー各社ごとに対応	順次継続
(社)東京都トラック協会	○東京都からの要請に基づき、順次緊急輸送への対応を開始	48 時間～以降継続

国際コンテナ物流活動に係る 震後行動

IV. 国際コンテナ物流活動に係る震後行動

(1) 国際コンテナ物流活動に係る震後行動計画の目的

- ・ **首都圏における大規模地震発生時には、国民生活や社会経済への影響を最低限とするために、国際物流機能を確保することが港湾の社会的な責務である。**
 - ：我が国及び首都圏経済と企業生産活動は、港湾を經由した海上輸出入に依存しており、大規模地震で港湾の機能が停止すると、首都圏の生活物資の供給や企業の生産活動に多大な影響が発生する。また、国際分業が進む企業の生産活動においては、世界各地の生産拠点にまで影響が拡大する。
 - ：国際物流機能低下に起因する影響を最低限にとどめるためには、国際コンテナ輸送の機能の維持・確保が不可欠である。
- ・ **災害時及び災害後の東京湾諸港のコンテナターミナルの信頼性の維持確保が重要である。**
 - ：基幹航路等を中心として東京湾諸港へのコンテナ船の抜港が長期に渡ることに より、復旧後においても東京湾諸港の国際物流機能が低下することを避ける必要がある。
- ・ **耐震強化岸壁を中心に、被害の少ないターミナルの早期供用開始を目指す。**
 - ：首都直下地震（東京湾北部地震等）のケースの場合、東京港は甚大な被災が想定されることから、背後を含めて比較的被害が小さいと予想される耐震強化岸壁（大井4～6号岸壁）を活用して東京港の国際コンテナ物流を、できるだけ早期に再開するものとする。
 - ：併せて、耐震強化岸壁以外の被害が少ないターミナルを早期に供用開始することが必要である。
- ・ **早急な応急復旧と、施設利用の最適化が不可欠である。**
 - ：耐震強化岸壁背後のヤードから優先的に復旧するとともに、岸壁へのアクセスとなる道路、航路を啓開し、航行支援を行う。
 - ：国際コンテナ物流の早期回復に必要な復旧活動のための相互融通を行う。
- ・ **災害時の取扱能力を最大化するとともに、限られた施設を公共的に利用する。**
 - ：使用可能な岸壁やターミナルの利用は、施設の効率的利用を維持するため、現状利用者を優先とした利用とする。
 - ：一方で、震災時には貨物需要の減少も想定されることから、利用効率に影響のない範囲については公共的に利用するものとする。
- ・ **上記を実現するために、官民連携した行動計画を策定する。**
 - ：国際物流には多くの関係機関、組織、企業が介在しており、各者相互の調和のとれた行動計画を各々が取り組み、協働体制を構築し、国際物流機能の最適化を実現する必要がある。

(2) 行動計画の目標

- ・耐震強化岸壁を概ね7日以内に機能回復させ、ヤードを含めたコンテナターミナル全体をできるだけ早期に本格供用させる。

(3) 行動計画の実施方針

●耐震強化岸壁及び関連施設の早期復旧

- ・耐震強化岸壁（大井4～6号岸壁）及びその関連施設から緊急復旧を開始する。

- ①復旧は、被災の小さい耐震強化岸壁まわりを中心に集中的に実施する。大井4～6号岸壁の背後ヤードに、国際コンテナ物流再開のための必要なスペースを確保する。
- ②復旧の優先順位は、国、管理者が状況を総合的に判断し決定するものとする。
- ③併せて、耐震強化岸壁以外の被害が少ないターミナルについても、緊急復旧に取り組む。

- ・臨港道路、航路を啓開する。

- ①耐震強化岸壁（大井4～6号岸壁）背後の緊急輸送道路を優先的に啓開し、背後圏アクセスを確保するとともに、耐震強化岸壁と残存ヤード間を結ぶ臨港道路を啓開し、横持輸送道路を確保する。
- ②国、東京都港湾局は、関係者と協力して、早急に耐震強化岸壁に至る、湾口航路～一般海域～港湾区域内航路について、点検・啓開を行うものとする。

●岸壁・ヤードの利用方法

- ・施設の利用効率を維持するため現状利用を優先するとともに、利用効率に影響のない範囲については公共的に利用する。

- ①使用可能な岸壁やターミナルの利用は、施設の効率的利用を維持するため、現状利用者を優先とした利用とする。
- ②一方で、震災時には貨物需要の減少も想定されることから、利用効率に影響のない範囲については公共的に利用するものとする。

- ・容量最大化に向けた荷役オペレーション体制・ルールを確立する。

- ①施設の利用効率を落とさない、岸壁・ヤードの融通方法、荷役オペレーション方法、必要な貨物受渡ルールを関係者間で確立するものとする。
- ②利用者等への港湾稼働情報の提供を、発災後から速やかに行うものとする。

(4) 主な関係者と協力体制

公共機関及び協定団体等と主な協力体制は以下の通り。

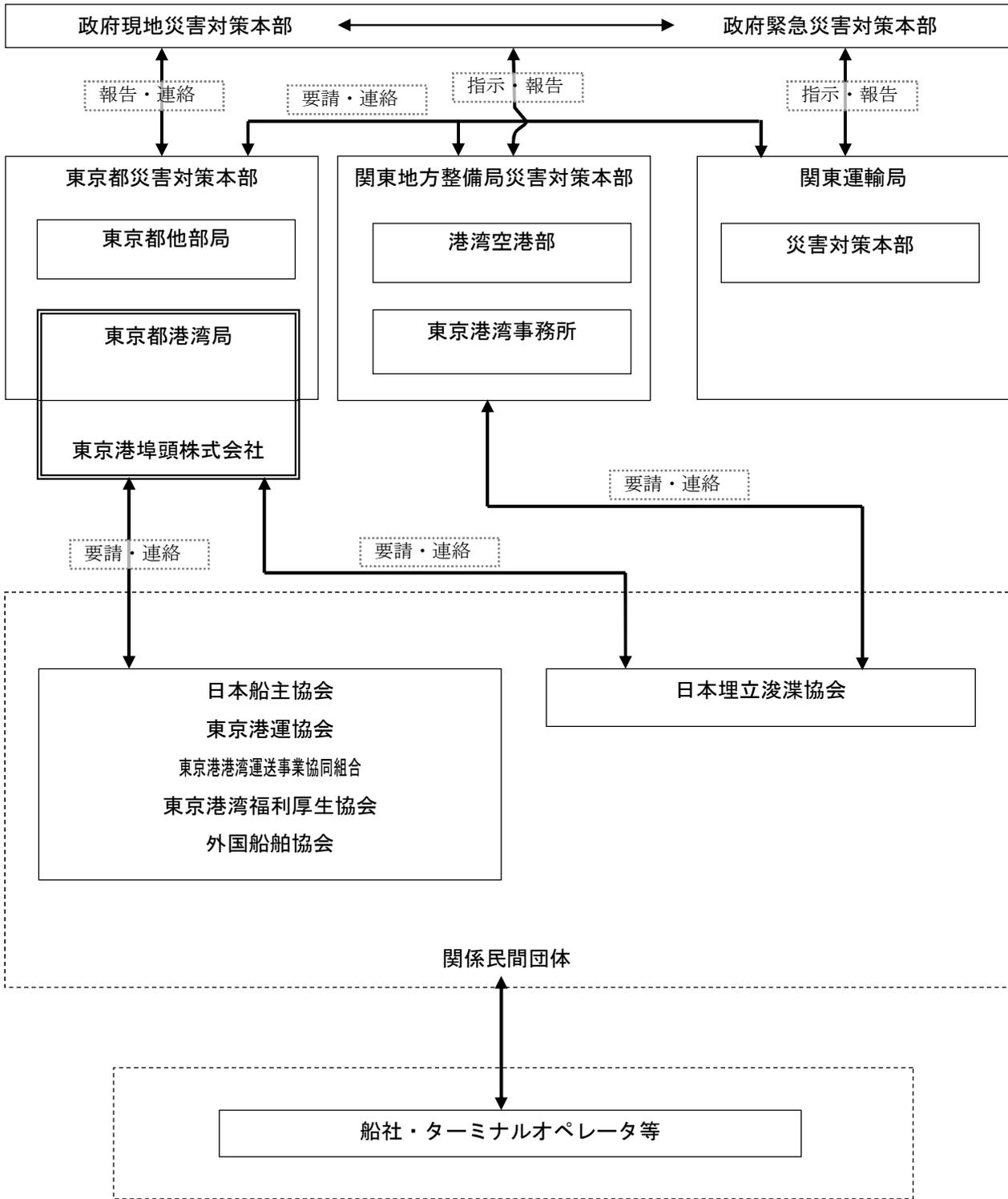
表 公共機関及び協定団体等と協力体制

区分	主体	行動	根拠
東京都	港湾局	港湾施設の被災状況集約・公表、応急対策の実施、耐震強化岸壁の応急復旧、暫定ヤードの確保、航路・泊地の啓開、海面の障害物の除去及び一時係留	東京都地域防災計画
国	関東地方整備局 港湾空港部及び 東京港湾事務所	港湾施設の被災状況集約・公表、国有港湾施設の緊急点検、国際コンテナ物流確保のための情報収集と発信、港湾管理者の復旧支援、航路等の啓開・支援、国有港湾施設（耐震強化岸壁）の応急復旧	関東地方整備局業務継続計画 東京港湾事務所業務継続計画
	関東運輸局	被災事業者への支援、関係機関への情報提供	港湾運送事業法
民間	東京港埠頭株式会社	コンテナターミナル被災情報収集及び応急復旧 コンテナターミナルの暫定供用	大井コンテナふ頭新 4、5、6 号バース耐震栈橋の管理運営協定 (注1)
	(社)東京港運協会 (財)東京港湾福利厚生協会 東京港港湾運送事業協同組合	コンテナターミナルでの被災情報収集集約、国際コンテナ等の荷役等（被災コンテナ対応を含む）	
	東京倉庫協会	コンテナのバンニング、デバンニング等	
	外国船舶協会	外船社共通の問題に関する情報交換	
	東京港定航船主会	被災情報収集、荷主との貨物取扱調整	
	(社)東京都トラック協会・海上コンテナ部会	海上コンテナの輸送等	
	(社)日本埋立浚渫協会 同 関東支部	緊急的な応急対策に関する建設資機材等の出動	災害時における応急対策業務に関する協定（注2）

注1：東京都港湾局との協定

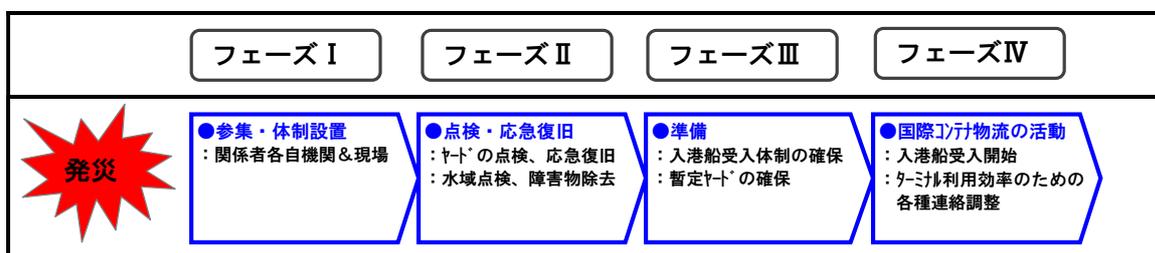
注2：東京都港湾局及び関東地方整備局、東京港埠頭株式会社との協定

図 関係者の協力体制・連絡網



(5) 発災から国際コンテナ物流活動までの全体像

発災から参集・体制設置、点検・応急復旧、国際コンテナ物流活動準備、国際コンテナ物流活動実施までの4つの局面（フェーズ）に分けて整理する。



(6) 基本対応パターン

首都直下地震（東京湾北部地震等）発災時の国際コンテナ物流活動について、各関係者の業務と目標時間を基本対応パターンとして提示し、各フェーズに沿って整理する。

基本対応パターンの整理に際しては、東京都地域防災計画、関東地方整備局業務継続計画にある対処行動、時間軸をベースとして事務局で想定した各関係者の行動を落とし込んだものを作成した。

■国際コンテナ物流活動に関する基本対応パターン

①東京港での国際コンテナ物流活動での重要業務と目標時間（冬・平日18時発災の場合）

重要業務のフェーズ		参集・体制設置		点検・応急復旧		準備		国際コンテナ物流の活動	
		発災～3時間		3～24時間		1～3日		4～7日	
団体名	主な達成業務	◇参集、被災情報収集 ◇港湾労働者等の避難 ◇点検等の開始	◇施設の確保 ◇海面の障害物除去	◇復旧計画	◇機能回復	◇コンテナターミナルの暫定供用 ◇ヤードの本格復旧			
東京港連絡協議会									
行政機関等	東京都港湾局	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急物資輸送業務を優先して行う ◆港湾労働者等の避難 <ul style="list-style-type: none"> ■港湾労働者等の避難 <ul style="list-style-type: none"> : 気象庁情報や区の避難勧告等に基づき、関係者等に各種連絡、情報提供を行う ◆耐震強化岸壁、暫定ヤードの確保、応急復旧及び運用 <ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> : 速やかに体制を設置 ■被災情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> : 東京港埠頭(株)と連絡調整し、コンテナターミナルに係る岸壁、荷役機械、背後道路等の被災情報を収集 ◆航路等の啓開及び海面の障害物除去 <ul style="list-style-type: none"> ■被災情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> : コンテナターミナルの前面水域、港内航路・泊地の障害物の有無の点検を開始 ■航路・泊地の確保 <ul style="list-style-type: none"> : 被災状況を把握したうえで、対応方針の立案 : 東京港応急対策連絡協議会（日本埋立浚渫協会）に協力要請 ■海面の障害物の除去、一時係留 <ul style="list-style-type: none"> : 監視艇、清掃船を出動。大型の漂流物等は、東京タグセンターにタグボートの出動を要請 : 必要に応じ、東京港湾事務所の協力を要請 ■航路・泊地の啓開 <ul style="list-style-type: none"> : 航路・泊地の機能確保対策を実施 							
	関東地方整備局 港湾空港部 及び 東京港湾事務所	◆耐震強化岸壁及び臨港道路の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> : 参集状況に応じて体制を確保 ■地震情報等の把握（2-3時間以内） <ul style="list-style-type: none"> : マスコミ情報、気象海象情報、監視カメラ、防災ヘリ情報を収集 ■被災状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> : 国有港湾施設（耐震強化岸壁、臨港道路）の被災状況を確認 : 上記岸壁の前面水域の障害物の有無を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■日本埋立浚渫協会等への協力要請 <ul style="list-style-type: none"> : 応急復旧活動への応援協力を要請（要員、資機材の確保要請） ■岸壁、臨港道路の緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> : 国有港湾施設（耐震強化岸壁、臨港道路）の緊急点検を速やかに実施 ■港湾施設の被災状況把握 <ul style="list-style-type: none"> : 港湾施設の被災状況の情報収集 ■港湾管理者の復旧支援 <ul style="list-style-type: none"> : 港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧計画立案、調整 <ul style="list-style-type: none"> : 被害概要、応急復旧状況、応援要請内容、確保した資機材等を基に、耐震強化岸壁の復旧優先順位を含めた復旧計画を東京都港湾局と調整のうえ立案 ■港湾管理者の復旧計画立案、調整支援 <ul style="list-style-type: none"> : 港湾管理者からの支援要請に対し、支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■大井4～6号（国有港湾施設）の応急復旧 <ul style="list-style-type: none"> : 耐震強化岸壁を7日以内に全面供用させるべく応急復旧実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■暫定ヤードの確保 <ul style="list-style-type: none"> : 耐震強化岸壁の利用効率を上げるため、暫定ヤードを確保 		
		◆航路等の啓開	<ul style="list-style-type: none"> ■被災状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> : 国有港湾施設（水域施設）の被災状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■水域施設の緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> : 国有港湾施設（水域施設）の緊急点検をすみやかに実施 ■港湾管理者の復旧支援 <ul style="list-style-type: none"> : 港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る ■浦賀水道など港湾区域外の航路状況（航行環境）及び他港（関東地方整備局管内等）の被災状況等の情報収集と港湾関係者への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ■水域施設の啓開 <ul style="list-style-type: none"> : 国有港湾施設（水域施設）の機能確保対策を実施 ■航路等の啓開支援 <ul style="list-style-type: none"> : 港湾管理者から航路等の機能確保対策の支援要請に対し、支援を実施 <p style="text-align: center;">（上記3日以内）</p>				

重要業務のフェーズ		参集・体制設置		点検・応急復旧		準備		国際コンテナ物流の活動					
		発災～3時間		3～24時間		1～3日		4～7日		8日～1か月程度			
目標時間		発災～3時間		3～24時間		1～3日		4～7日		8日～1か月程度			
団体名		主な達成業務		◇参集、被災情報収集 ◇港湾労働者等の避難 ◇点検等の開始		◇施設の確保 ◇海面の障害物除去		◇復旧計画		◇機能回復		◇コンテナターミナルの暫定供用 ◇ヤードの本格復旧	
行政機関等	関東運輸局	◆被災事業者等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ■参集：参集状況に応じて体制を確保 ■地震情報等の把握：気象海象情報、マスコミ情報を収集 	<ul style="list-style-type: none"> ■被災事業者等に対する支援：被災事業者等に対し、許認可等制度の弾力的運用を検討する 									
		◆関係機関への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ■連絡手段の確保：関係機関、関係事業者との連絡手段を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■関係機関への情報提供：収集した事業者被害情報等を整理し関係機関へ提供 									
関係団体	(社)東京港運協会 (財)東京港湾福利厚生協会 東京港港湾運送事業協同組合 (3団体共同目標)	◆コンテナターミナルの暫定供用、応急復旧及び運用	<ul style="list-style-type: none"> ■参集：各コンテナターミナルにおける参集状況に応じて被災状況点検の体制をとるよう災対本部から要請 	<ul style="list-style-type: none"> ■被災状況の確認：被災状況の点検活動を実施する。(係留施設、ガントリー、テナー、リーフアシシステム関係、ターミナルオフィスなど) ：ヤードの液状化、貨物散乱状況、コンテナの海面上浮遊状況等の調査 ■情報の収集集約：情報の収集集約を行い、国、港湾管理者、船社等に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ■被災した施設等の応急復旧対策を東京港埠頭㈱と協議 ■散乱したコンテナの移動などヤード等の正常化対策の検討 ■応急復旧の見通しを船社、荷主・海貨業者等に通報 ■蔵置コンテナの早期引取りを荷主・海貨業者に要請(各ターミナル) ■現場要員への給食・弁当配給体制の構築 ■バージによるコンテナ輸送の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ガントリー、テナー等の作動確認 ■システム関係のチェック・確認 ■参集可能要員の確認 ■各バース、ターミナルの機能回復のタイムスケジュールを東京港埠頭㈱と調整し、とりまとめて関係先に連絡 ■船社の配船計画との調整及び荷役作業体制の編成(ターミナルごと) ■事前協議の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■暫定供用バースでのコンテナ荷役の再開 						
	東京港埠頭株式会社	◆コンテナターミナルの暫定供用、応急復旧及び運用	<ul style="list-style-type: none"> ■参集：参集状況に応じて体制を確保 ■情報収集及び報告：耐震強化岸壁をはじめとした現場の被災状況、津波情報、現場へのアクセスルート等の現況、各バースの本船着岸状況等についての情報収集を開始。現場からの調査報告を確認し、東京都(港湾局)あて随時報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■現場確認：安全性の確認と調査体制が整い次第、順次現場調査を開始(岸壁・荷役機器・背後ヤード他)但し、大井4～6号の耐震強化岸壁については、東京都港湾局等の関係機関と調整の上、対応を決定 ■東京都港湾局からの要請に基づき、協力・支援の実施 ■日本埋立浚渫協会への協力要請(応急復旧活動にむけて、応援協力を要請) 	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧方法(計画)の検討：全体の被災状況を把握し、荷役機能を維持するための復旧計画(応急的対応を優先)の検討を行うとともに、復旧にむけた東京都港湾局及び借受者等との連絡調整を行っていく但し、大井4～6号の耐震強化岸壁については、東京都港湾局等の関係機関と調整の上、対応を決定 ：優先的に復旧する範囲の検討 ：アクセス通路(岸壁・ヤード内)の確保等 	<ul style="list-style-type: none"> ■応急復旧作業：復旧計画に基づき、応急復旧作業を順次実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■暫定供用：最低限の荷役機能を確保 						
	東京倉庫協会	◆緊急物資輸送対応	<ul style="list-style-type: none"> ■参集：参集状況に応じて体制を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■被災状況の確認：会員の被災状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急物資輸送対応：緊急物資の一時保管並びに輸送対応 								
		◆コンテナふ頭の運用再開に向けた対応				<ul style="list-style-type: none"> ■荷主・ターミナルの調整、通関、VAN詰(バンニング)、VAN出し(デバンニング)作業開始 ：コンテナふ頭の運用再開に応じ業務再開(VAN詰め、VAN出し作業は、一部の通関業務を行う倉庫業者に限定される) 							
	外国船舶協会		<ul style="list-style-type: none"> ■対応：個別ターミナル、船社で対応 							<ul style="list-style-type: none"> ■対応及び情報収集：個別ターミナル、船社で対応。必要に応じ協会にて情報交換 			
東京港定航船主会	◆コンテナふ頭の運用再開に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ■参集：特に行わない。情報交換のみとする ■被災情報収集開始：コンテナターミナルに係る岸壁、荷役機械、背後道路等の被害情報を速やかに収集(但し、メンバー各社ごとの判断により実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ■荷主との貨物取扱の調整開始：被災地の蔵置コンテナの取扱、今後の貨物輸送について荷主と調整(但し、メンバー各社ごとの判断により実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ■貨物取扱の調整：コンテナ船の利用再開に向けた情報収集、寄港場所の調整 ：オペレーターへの要請に応じ、ふ頭内の被災コンテナを他港のコンテナヤードに移動(積出)(但し、メンバー各社ごとの判断により実施) 				<ul style="list-style-type: none"> ■利用の再開：順次、使用可能な岸壁を利用したコンテナ輸送の再開 					
(社)東京都トラック協会・海上コンテナ部会	◆緊急物資輸送業務を優先して行う												
(社)日本埋立浚渫協会 同 関東支部	◆耐震強化岸壁の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ■参集：参集状況に応じて体制を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■要員/資機材等の調達：関東地方整備局、東京都港湾局及び東京港埠頭㈱の要請を受け、耐震強化岸壁の応急復旧のための要員、資機材等を調達 		<ul style="list-style-type: none"> ■大井4～6号の応急復旧：耐震強化岸壁の応急復旧実施 								

②重要業務の内容

○「参集・体制設置」段階（発災～3時間）

・主体別の重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
東京都港湾局	○港湾労働者等の避難 ・気象庁情報や区の避難勧告等に基づき、関係者等に各種連絡、情報提供を行う	発災直後～3時間以内
	○参集 ・速やかに体制を設置	発災直後から順次参集
関東地方整備局 港湾空港部及び 東京港湾事務所	○参集 ・参集状況に応じて体制を確保	発災直後から順次参集
	○地震情報等の把握 ・マスコミ情報、気象海象情報、監視カメラ、防災ハ情報を収集	2～3時間以内
関東運輸局	○参集 ・参集状況に応じて体制を確保	発災直後から順次参集
	○地震情報等の把握 ・気象海象情報、マスコミ情報を収集	3時間以内
	○連絡手段の確保 ・関係機関、関係事業者との連絡手段を確保	3時間以内
(社)東京港運協会／(財)東京港湾福利厚生協会／東京港港湾運送事業協同組合	○参集 ・各コンテナターミナルにおける参集状況に応じて被災状況点検の体制をとるよう災対本部から要請	発災直後から順次参集
東京港埠頭株式会社	○参集 ・参集状況に応じて体制を確保	発災直後から順次参集
東京倉庫協会	○参集 ・参集状況に応じて体制を確保	発災直後から順次参集
外国船舶協会	○対応 ・個別ターミナル、船社で対応	—
東京港定航船主会	○参集 ・特に行わない。情報交換のみとする	—
(社)東京都トラック協会・海上コンテナ部会	※緊急物資輸送業務を優先して行う	—
(社)日本埋立浚渫協会 同 関東支部	○参集 ・参集状況に応じて体制を確保	発災直後から順次参集

○「点検・応急復旧」段階（3時間～7日）

・主体別の重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
東京都港湾局	○被災情報の収集 ・東京港埠頭(株)と連絡調整し、コンテナターミナルに係る岸壁、荷役機械、背後道路等の被災情報を収集 ・コンテナターミナルの岸壁の前面水域、港内航路・泊地の障害物の有無の点検を開始	3時間以内
	○緊急輸送道路及び耐震強化岸壁の確保 ・東京港埠頭(株)と連携し、東京港応急対策連絡協議会(日本埋立浚渫協会)に協力要請 ・東京都中小建設業協会(各協力会社)に協力を要請し、緊急輸送道路の応急復旧を開始 ・必要に応じ、東京港湾事務所の協力を要請	3～24時間以内
	○航路・泊地の確保 ・被災状況を把握したうえ、対応方針の立案 ・東京港応急対策連絡協議会(日本埋立浚渫協会)に協力要請	3～24時間以内
	○海面の障害物の除去、一時係留 ・監視艇、清掃船を出動。大型の漂流物等は、東京タグセンターにタグボートの出動を要請 ・必要に応じ、東京港湾事務所の協力を要請	3～24時間以内
	○復旧計画立案、調整 ・被害概要、応急復旧状況、応援要請内容、確保した資機材等を基に、耐震強化岸壁の復旧優先順位を含めた復旧計画を東京港埠頭(株)及び関東地方整備局と調整のうえ立案	1～3日以内
	○緊急輸送道路及びその他臨港道路の応急復旧を実施し、通行機能を確保	1～3日以内
	○航路・泊地の啓開 ・航路・泊地の機能確保対策を実施	1～3日以内
	○大井4～6号(国有港湾施設)の応急復旧 ・耐震強化岸壁を7日以内に全面供用させるべく応急復旧実施	4～7日以内
関東地方整備局 港湾空港部及び 東京港湾事務所	○被災状況の確認 ・国有港湾施設(耐震強化岸壁、臨港道路)の被災状況を確認 ・上記岸壁の前面水域の障害物の有無を確認 ・国有港湾施設(水域施設)の被災状況を確認	3時間以内
	○日本埋立浚渫協会等への協力要請 ・応急復旧活動への応援協力を要請(要員、資機材の確保要請)	3～24時間以内
	○岸壁、臨港道路の緊急点検 ・国有港湾施設(耐震強化岸壁、臨港道路)の緊急点検を速やかに実施	3～24時間以内
	○港湾施設の被災状況把握 ・港湾施設の被災状況の情報収集	3～24時間以内
	○港湾管理者の復旧支援 ・港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る	3～24時間以内
	○水域施設の緊急点検 ・国有港湾施設(水域施設)の緊急点検をすみやかに実施	3～24時間以内
	○港湾管理者の復旧支援 ・港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る	3～24時間以内
	○浦賀水道など港湾区域外の航路状況(航行環境)及び他港(関東地方整備局管内等)の被災状況等の情報収集と港湾関係者への提供	3～24時間以内
	○復旧計画立案、調整 ・被害概要、応急復旧状況、応援要請内容、確保した資機材等を基に、耐震強化岸壁の復旧優先順位を含めた復旧計画を東京都港湾局と調整のうえ立案	1～3日以内
	○港湾管理者の復旧計画立案、調整支援 ・港湾管理者からの支援要請に対し、支援を実施	1～3日以内

・前頁のつづき－主体別の重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
関東地方整備局 港湾空港部及び 東京港湾事務所	○水域施設の啓開 ・国有港湾施設（水域施設）の機能確保対策を実施	1～3日以内
	○航路等の啓開支援 ・港湾管理者から航路等の機能確保対策の支援要請に対し、支援を実施	1～3日以内
	○大井4～6号（国有港湾施設）の応急復旧 ・耐震強化岸壁を7日以内に全面供用させるべく応急復旧実施	4～7日以内
関東運輸局	○関係機関への情報提供 ・収集した事業者被害情報等を整理し関係機関へ提供	3時間～以降継続
(社)東京港運協会／(財)東京港湾福利厚生協会 ／東京港湾運送事業協同組合	○被災状況の確認 ・被災状況の点検活動を実施する。（係留施設、ガントリー、テナー、リーファシステム関係、ターミナルオフィスなど） ・ヤードの液状化、貨物散乱状況、コンテナの海面上浮遊状況等の調査	3～24時間以内
	○情報の収集集約 ・情報の収集集約を行い、国、港湾管理者、船社等に連絡	3～24時間以内
	○被災した施設等の応急復旧対策を東京港埠頭㈱と協議 ○散乱したコンテナの移動などヤード等の正常化対策の検討	1～3日以内
東京港埠頭株式会社	○情報収集及び報告 ・耐震強化岸壁をはじめとした現場の被災状況、津波情報、現場へのアクセスルートの現況、各バースの本船着岸状況等についての情報収集を開始。現場からの調査報告を確認し、東京都（港湾局）あて随時報告	3時間以内
	○現場確認 ・安全性の確認と調査体制が整い次第、順次現場調査を開始（岸壁・荷役機器・背後ヤード他） 但し、大井4～6号の耐震強化岸壁については、東京都港湾局等の関係機関と調整の上、対応を決定	3～24時間以内
	○東京都港湾局からの要請に基づき、協力・支援の実施	3～24時間、以降継続
	○日本埋立浚渫協会への協力要請（応急復旧活動にむけて、応援協力を要請）	3～24時間以内
	○復旧方法（計画）の検討 ・全体の被災状況を把握し、荷役機能を維持するための復旧計画（応急的対応を優先）の検討を行うとともに、復旧にむけた東京都港湾局及び借受者等との連絡調整を行っていく。但し、大井4～6号の耐震強化岸壁については、東京都港湾局等の関係機関と調整の上、対応を決定 ・優先的に復旧する範囲の検討 ・アクセス通路（岸壁・ヤード内）の確保等	1～3日以内
	○応急復旧作業 ・復旧計画に基づき、応急復旧作業を順次実施	4～7日以内
東京倉庫協会	○被災状況の確認 ・会員の被災状況の確認	3～24時間以内
	○緊急物資輸送対応 ・緊急物資の一時保管並びに輸送対応	1～3日以内
外国船舶協会	○対応 ・個別ターミナル、船社で対応	—
東京港定航船主会	○被災情報収集開始 ・コンテナターミナルに係る岸壁、荷役機械、背後道路等の被害情報を速やかに収集（但し、メンバー各社ごとの判断により実施）	3時間以内
(社)日本埋立浚渫協会 同 関東支部	○要員/資機材等の調達 ・関東地方整備局、東京都港湾局及び東京港埠頭㈱の要請を受け、耐震強化岸壁の応急復旧のための要員、資機材等を調達	3時間～3日以内
	○大井4～6号の応急復旧 ・耐震強化岸壁の応急復旧実施	4～7日以内

○「準備（入港船受入体制確保、暫定ヤード確保等）」段階（3時間～継続）

・主体別の重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
東京都港湾局	○荷役等の体制確保 ・東京港埠頭㈱と連携し、荷役及び輸送に必要な人員・機材の提供を、東京港運協会に要請	3～24 時間以内
	○コンテナ物流確保の為の情報収集発信 ・コンテナターミナルの早期利用再開を図る為、国際コンテナ物流活動を行う関係者間の情報の集約・提供等を行う	3 時間～以降継続
	○暫定ヤードの確保 ・耐震強化岸壁の利用効率を上げるため、暫定ヤードを確保	8 日～1 か月程度
関東地方整備局 港湾空港部及び 東京港湾事務所	○コンテナ物流確保の為の情報収集発信 ・コンテナターミナルの早期利用再開を図る為、国際コンテナ物流活動を行う関係者間の情報の集約・提供等を行う	3 時間～以降継続
関東運輸局	○被災事業者等に対する支援 ・被災事業者等に対し、許認可等制度の弾力的運用を検討する	3 時間～以降継続
(社)東京港運協会／(財)東京港湾福利厚生協会／東京港港湾運送事業協同組合	○応急復旧の見通しを船社、荷主・海貨業者等に通報	1～3 日以内
	○蔵置コンテナの早期引取りを荷主・海貨業者に要請（各ターミナル）	1～3 日以内
	○現場要員への給食・弁当配給体制の構築	1～3 日以内
	○バージによるコンテナ輸送の検討	1～3 日以内
	○ガントリー、テナー等の作動確認	4～7 日以内
	○システム関係のチェック・確認	4～7 日以内
	○参集可能要員の確認	4～7 日以内
	○各バース、ターミナルの機能回復のタイムスケジュールを東京港埠頭㈱と調整し、とりまとめて関係先に連絡	4～7 日以内
	○船社の配船計画との調整及び荷役作業体制の編成（ターミナルごと）	4～7 日以内
	○事前協議の確認	4～7 日以内
東京港埠頭株式会社	○東京都港湾局からの要請に基づき、協力・支援の実施	3～24 時間、以降継続
東京港定航船主会	○荷主との貨物取扱の調整開始 ・被災地の蔵置コンテナの取扱、今後の貨物輸送について荷主と調整（但し、メンバー各社ごとの判断により実施）	3 時間～3 日以内

○「国際コンテナ物流の活動」段階（4日～1か月程度）

・主体別の重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
(社)東京港運協会／(財)東京港湾福利厚生協会／東京港港湾運送事業協同組合	○暫定供用バースでのコンテナ荷役の再開	8日～1か月程度
東京港埠頭株式会社	○暫定供用 ・最低限の荷役機能を確保	8日～1か月程度
東京倉庫協会	○荷主・ターミナルの調整、通関、VAN 詰（バンニング）、VAN 出し（デバンニング）作業開始 ・コンテナふ頭の運用再開に応じ業務再開（VAN 詰め、VAN 出し作業は、一部の通関業務を行う倉庫事業者に限定される）	4日～7日以内
外国船舶協会	○対応及び情報収集 ・個別ターミナル、船社で対応。必要に応じ協会にて情報交換	8日～1か月程度
東京港定航船主会	○貨物取扱の調整 ・コンテナ船の利用再開に向けた情報収集、寄港場所の調整 ・オペレーターの要請に応じ、ふ頭内の被災コンテナを他港のコンテナヤードに移動（積出）（但し、メンバー各社ごとの判断により実施）	4日～1か月程度
	○利用の再開 ・順次、使用可能な岸壁を利用したコンテナ輸送の再開	8日～1か月程度